

年金からの引き落とし(特別徴収)がある方の徴収方法

◆年金からの特別徴収【継続】(6月10日頃、ご本人宛に税額通知を送付します。)

→翌年度

徴収方法		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
年金所得に係る税額	年金からの引き落とし	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収		仮徴収 (翌年度分)	

◆年金からの特別徴収【再開・初年度】(6月10日頃、ご本人宛に税額通知を送付します。)

→翌年度

徴収方法		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
年金所得に係る税額	納付書または口座振替			①		②									
	年金からの引き落とし							本徴収		本徴収		本徴収		仮徴収 (翌年度分)	

◆給与からの特別徴収もあり、年金からの特別徴収継続の方

(給与からの特別徴収については5月中旬、事業所宛に送付。年金分については6月10日頃、ご本人宛に税額通知を送付します。)

→翌年度

徴収方法		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
年金以外の所得に係る税額	給与から差し引き	前年度①	前年度②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	現年度①	現年度②
年金所得に係る税額	年金からの引き落とし	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収		仮徴収 (翌年度分)	

◆給与からの特別徴収もあり、年金からの特別徴収が開始・再開される方

(給与からの特別徴収については5月中旬、事業所宛に送付。年金分については6月10日頃、ご本人宛に税額通知を送付します。)

→翌年度

徴収方法		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
年金以外の所得に係る税額	給与から差し引き	前年度①	前年度②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	現年度①	現年度②
年金所得に係る税額	納付書または口座振替			①		②									
	年金からの引き落とし							本徴収		本徴収		本徴収		仮徴収 (翌年度分)	